

# 少年法入門〔第6版〕

澤登俊雄

2015年4月発売/372頁/本体2600円+税  
A5判/並製



編集  
担当者  
から

少年法はニュースでも度々とりあげられ、何かと耳目を集めることの多い法律です。ときにこの法律があるから重大な犯罪が見逃されるのだ、といった意見も聞きます。

それではこうした意見にどのように応えればいいでしょうか。それにはそもそも少年法はどのような法律なのか、刑法や刑事訴訟法とどう違うのか、その役割・性格を理解する必要があります。

本書はまさに少年法の泰斗といえる著者による入門書で、少年法の理念から実務の運用までわかりやすくまとめられているロングセラーです。とくに第1部は「非行」の捉え方につき、社会との関わり方や時代状況といった観点から丁寧な考察がなされており必読です。読了後には少年法とはどのような法律か、しっかり理解できるようになるはずですよ。

第6版では平成26年少年法改正や、少年院法の全面改正、少年鑑別所法制定といった動きを新たに盛り込みました。

本号の特集をご覧になる際に、傍らに置いてご参照いただければ少年法の学習がより進むかと思えます。(井植)

## Point!



わかりやすく体系的に学べます。

18 第1部 第1章 非行現象と統制制度

2009(平成21)年には31万件余にまで減少した。このうち約89%が反則(告知)事件として処理された。また道交違反で家庭裁判所に送致される少年の数は、毎年20万人を超えていたが、平成に入ってから減少を続け、2009(平成21)年には35,444件にまで減少した。しかし、毎年3万人を超える交通関係過失(自動車運転過失致死傷等)の少年とともに、これらの交通非行少年に対する処遇方法に特別な工夫が必要とされている(一〇〇七号〇四二)。

風紀少年の多くは児童福祉法上の措置に委ねられ、その一部が家庭裁判所に送られてくる。児童の家族による養育処置人員は、昭和50年代後半には3,000人を超える状態が続いたが、その後減少を続け、2013(平成25)年には325人に止まった。なお、女子の比率がずっと40%を超えている点に注意を要する(平成28年報「犯罪白書」11頁)。

少年非行の特徴  
わが国の少年非行の特徴として、経年変化、低年齢化、一般化の3つが指摘されている。まず、経年変化の傾向を示すものとして、少年による校内暴力や家庭内暴力の増加が目撃された。少年の生活圏のほとんどを占める家庭や学校で暴力行為が多発することは、少年の成長環境の貧困さを物語るものであり、強い反省が求められている。ただし、犯罪率(6倍率)集約、暴行、脅迫、強姦)という大枠で、かつ長期的観点から見ると、少年の犯罪率は減少傾向を示している。関連して少年の凶悪犯(殺人、強盗、放火、強姦)も、長期的に見れば減少傾向にある。ただし、強盗については、1996(平成8)年に検挙人員が1,000人を超えて以後、増加傾向が見られたが、2006(平成18)年には912人に減少し、2009(平成21)年には739人に止まった。殺人については、最近、既述の方法による殺害事件が増えただけで、少年犯罪全体が凶悪化しているという印象は強くない。ちなみに、1998(平成10)年には、1976(昭和51)年以來はじめて検挙されてきた殺人の検挙人員が、久しぶりで100人を超えた。しかし、2006(平成18)年には73人、2013(平成25)年には56人と減少した。

非行の低年齢化現象とは、非行現象の検挙者少年の年齢別に観察した場合、その中心が年長少年(13歳、13歳)から中間少年(16歳、17歳)へ、そしてさらに年少少年(14歳、15歳)へと移っていく現象を言う。この現象を簡略的に

わが国の非行現象 19

図4 少年一般刑法(自動車運転過失致死傷等を除く少年刑法)検挙人員の年齢別人口比の推移(平成26年版「犯罪白書」105頁)

示しているのが図4である。ここでも、交通関係業連合は自動車運転過失致死傷等を除く少年一般刑法(検挙人員の人口比)が突出して高いことがわかる。図4で明らかのように、第3波の形成(関与参加)が低年齢化と密接に関係していることがわかる。

関連して、世代別非行少年率(各年齢ごとの少年一般刑法検挙人員が、同年齢の少年人口1,000人あたりにおける比率)の推移を調べると、どの年代をとっても最も低い年齢が検挙されることわかる。すなわち、おおむね14歳から16歳の時に高率となり、その後は年齢が高くなるに従って低くなる。したがって少年は、14歳から16歳で最も犯罪に非行に走るが、その後は次に非行から遠ざかることわかる。ただし、世代が後になると、非行少年率が最も高くなる年齢が14歳から15歳、16歳へと遅くなる傾向が見られる。これに照し、2000(平成12)年に17歳の高校生による殺害事件やバス乗取り事件が連続して発生し、期間の注目を集めたことと関連があるのか気にかかるところである(図5参照)。

次に、非行の一般化現象が指摘されるが、その意味は、両端の極端な中高家庭の少年による非行が増大していることである。つまり、父親家庭や貧困家庭から非行少年が産出されやすいという古来的なケースが崩壊しつつあることを指している。しかし、この一般化傾向は1975(昭和50)年